

受水槽式給水条件承諾書

年 月 日

宛て先
新座市水道事業
新座市長

設置者

住 所
氏 名
電話番号

⑩

設置場所	新 座 市	丁 目	番 号
(建物の名称)			
工事施工者	氏名又は名称		
	電 話 番 号		

受水槽式給水について、次のことを承諾いたします。

1 貯水槽水道に関する事項

水道法、新座市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第10条の3、新座市水道事業給水条例施行規則（以下「規則」という。）第7条及び新座市受水槽水道式給水設備に関する指導要綱（以下「要綱」という。）その他法令に基づき設置者の責任のもと、当該受水槽水道を管理することを承知しています。

2 給水設備に関する事項

(1) 定期点検

ア 貯水槽及び貯水槽以下の給水設備の機能を適正に保つため、設置者の費用で1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要となる修繕を行います。

イ 停電や故障等によりポンプ等の給水設備が停止したときは、設置者（所有者）又は管理人が責任をもって対処することを承知しています。

ウ 水道法、条例、規則及び要綱その他法令に基づく水質検査を実施し、水質異常が確認された場合は、設置者（所有者）の責任のもと、直ちに水質改善を図ることを承知しています。

3 その他承諾事項

(1) 損害賠償

貯水槽及び貯水槽以下の給水設備にて発生した漏水及び水質異常等により、当該貯水槽水道の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。

(2) 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に本条件承諾書の内容を継承し、承諾内容を熟知させます。

また、部屋の賃貸をする場合は、関係者に本条件承諾書の内容を周知します。

(3) 維持管理

貯水槽及び貯水槽水道以下の給水設備で発生する漏水及び水質異常等が発生したときは、貯水槽の清掃及び配管の布設替え等を設置者（所有者）の責任において行うこととし、新座市水道事業の指示に従い速やかに改善いたします。

(4) 条例、規則及び要綱その他法令の遵守

上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、条例、規則及び要綱その他法令等を遵守して施工いたします。

(5) 水道事業者が行う工事等に伴い、バルブの閉栓が必要になった場合は、貯水槽のバルブ等にて閉栓に協力することを承知しています。

(6) 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、受水槽式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、新座市水道事業には一切迷惑をかけません。